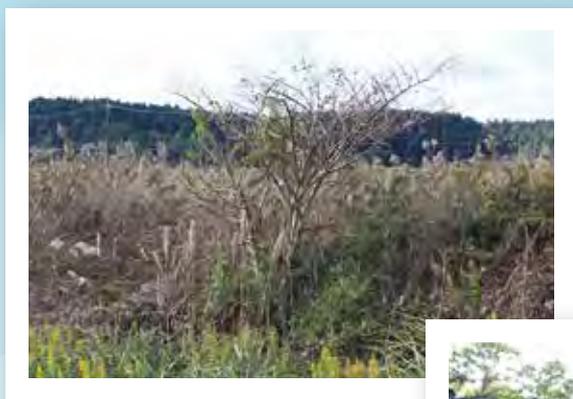


農業委員・農地利用最適化推進委員のための 千葉県耕作放棄地対策マニュアル(改訂第3版)



令和4年3月
千葉県

はじめに

千葉県では、全国でも耕作放棄地面積が大きく、耕作放棄地の発生防止と解消が喫緊の課題となっております。

では、なぜ耕作放棄地を解消する必要があるのでしょうか？なぜなら、耕作放棄地の発生は、害虫の発生や鳥獣被害を誘発したり、排水路を塞いだりする等地域の営農に悪影響を及ぼしてしまう恐れがあるためです。

また、平成 28 年 4 月 1 日に、改正「農業委員会等に関する法律」が施行され、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が新たに必須の事務となりました。これにより、耕作放棄地の発生防止・解消についても、農業委員会としてこれまで以上に積極的に推進することが求められます。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、農業委員会の業務が多岐にわたるため、ご苦勞も多いかと思います。

そこで、千葉県では、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様が耕作放棄地対策の現場活動に活用できるよう「千葉県耕作放棄地対策マニュアル」を作成しています。

本書により、耕作放棄地及びその対策についての理解を深めていただき、農業委員会の活動の充実を図っていただければ幸いです。



目次

I 耕作放棄地の定義について	2
耕作放棄地のイメージ	4
耕作放棄地に関する用語の注意点	6
II 耕作放棄地調査の進め方	7
1 調査対象となる耕作放棄地	8
(1)耕作放棄地の区分について	8
(2)遊休農地の解消確認について	8
2 農地の利用状況調査と利用意向調査	10
(1)「利用状況調査」とは	14
(2)「利用意向調査」とは	15
(3)利用意向どおりに対応しない場合の対応	16
(4)所有者等不在の農地である場合の対応	17
参考 遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方	18
参考 利用状況調査実施フロー図(例)	20
III 耕作放棄地対策の進め方	21
ステップ1 再生と営農に向けた計画づくり	22
1 地区の遊休農地の状況を把握する	22
2 地区内で話し合いを行う	22
3 市町村の担当課と連携を図る	22
4 現地調査により再生利用する遊休農地を絞り込む	23
5 具体的な再生計画を立てる	25
ステップ2 再生作業の開始	28
1 再生作業や施設整備に伴う必要な手続きを事前に行う	28
2 営農開始できる農地にするために	29
3 補助金の活用	29
ステップ3 営農を開始する	32
IV 農地中間管理事業のしくみ	33
農地中間管理機構とは	33
農地中間管理事業のしくみ	33
事業活用のメリット	33
機構で借り受ける農地	34
機構で借り受ける農地の貸付先の選定方法	34
地権者と耕作者の役割	34
農地中間管理事業の手続きの流れ	35
地域の話合いによる農地集積・集約化の促進	36
皆さんの疑問にお答えします Q&A	38
農地中間管理事業に係る支援	40
V 耕作放棄地対策関連の各種施策	41
VI 参考資料	41
問い合わせ先一覧	

本マニュアルは、令和4年1月末時点の情報に基づいて作成したものです。
今後、関連する法令・制度等が変更された場合、内容が変更となる可能性があります
ので御注意ください

I 耕作放棄地の定義について

耕作放棄地については、「耕作放棄地」という用語の他、法令等により、「遊休農地」や「荒廃農地」といった様々な用語で定義づけられています。ここでは耕作放棄地に関わる用語について、ご紹介します。

農地法

農地
(耕作の目的に供される土地)

2号遊休農地 (低利用農地)

(その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地)



栽培管理や保全管理が適切に実施されておらず、放置されている農地。

【緑区分】草刈り等により直ちに耕作可能な農地



1号遊休農地

(現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地)

荒廃程度により
細分化

軽度荒廃：緑区分
↓
重度荒廃：黄区分



【黄区分】基盤整備等の実施により再生可能な農地

非農地

再生利用が困難な農地



山林や原野化する等農地に復元することが困難な農地。

荒廃農地調査
(廃止)

耕面統計

センサス

耕地

[農作物の栽培を目的とする土地(けい畔を含む)]

経営耕地

[農林業経営体が経営している耕地をいい、自作地と借入農地の合計]

休耕地

[過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地]

(廃止)

A分類

(再生利用が可能な荒廃農地)

(廃止)

耕作放棄地

[以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地]

(廃止)

B分類

(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)

- 注) 「農地法」に関するものは、農林水産省の「農地法施行状況調査」より引用
「荒廃農地調査」に関するものは、農林水産省の「荒廃農地調査」より引用
※「荒廃農地調査」は令和3年度に廃止された。
「耕面統計」に関するものは、農林水産省の「耕地及び作付面積統計」より引用
「センサス」に関するものは、農林水産省の「農林業センサス」より引用
※耕作放棄地面積については、「2020年農林業センサス」から調査項目が削除となっている。

耕作放棄地のイメージ

先のページで耕作放棄地の区分を示しましたが、遊休農地について、写真を掲載しますので、毎年の農地法に基づく利用状況調査の際の参考にしてください。

<2号遊休農地>

1号遊休農地ほどの荒廃はみられないが低利用^(注1)もしくは不作付け^(注2)のものうち、保全管理を行わず、かつ、周囲の農地の状況と比較した際に農業上の利用の程度が低いもの。

注1) 作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されており、栽培に必要な管理が適切に行われていない

注2) 多年生雑草の発生も少なく、農家が保有しているトラクターや耕運機等を利用した通常の農作業で耕作が可能となる状況にあるもの



ほ場のごく一部でサツマイモを栽培しているが、著しく管理不良



イチジクが植栽されているが、著しく管理不良、摘果未実施



栽培、保全管理共に実施せず

＜1号遊休農地＞

過去1年以上作物の栽培が行われておらず、維持管理^{注3}が適切に行われていないものの荒廃の程度により、以下のとおり区分する。

注3) 今後の耕作に向けて草刈り、耕起等、農地を常の耕作し得る状態に保つ行為

＜緑区分＞

人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等(以下「草刈り等」という。)を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地



利用されておらず、荒廃が低度(トラクター等の耕起により直ちに利用可能)の農地



多年生雑草の繁茂、1m未満の低木が数本繁茂しているが、農業用機械や重機等を使えば耕作できる状態

＜黄区分＞

草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業利用を図るための条件整備が必要となる農地



低木がまばらに存在し、荒廃度が中度(トラクター等のみですぐ耕起できない状態だが重機と併用なら可能)の農地



人の背丈以上に生育した雑木がある等、大規模な整備(重機等使用)により利用可能となる農地

＜再生利用が困難な農地＞

非農地相当のもの



山林や原野化する等農地に復元することが困難である

耕作放棄地に関する用語の注意点

耕作放棄地については、「耕作放棄地」、「遊休農地」及び「荒廃農地」といった3種類の区分があり、調査方法や定義が異なりますので、混同しないように注意が必要です。

1 耕作放棄地

「農林業センサス」（統計調査における区分）

5年に1回の調査で、農業者自ら調査票に記入し、回答。農林水産省大臣官房の所管。

※耕作放棄地面積については、「2020年農林業センサス」から調査項目が削除となっている。

2 遊休農地

「農地法」（法令に規定されている用語）

農業委員会が毎年1回の調査により、判定を実施。農林水産省経営局の所管。

3 荒廃農地

「荒廃農地調査要領」（調査要領における区分）

市町村及び農業委員会が毎年1回の調査により、判定を実施。農林水産省農村振興局の所管。

令和3年度に遊休農地調査と統合し、荒廃農地調査は廃止された。

Ⅱ 耕作放棄地調査の進め方

1 調査対象となる耕作放棄地

8ページ

- (1) 遊休農地等の区分について
- (2) 遊休農地等の解消確認について

2 農地の利用状況調査と利用意向調査

10ページ

- (1) 「利用状況調査」とは
- (2) 「利用意向調査」とは
- (3) 利用意向どおりに対応しない場合の対応
- (4) 所有者等不在の農地である場合の対応

Ⅱ



1 調査対象となる耕作放棄地

(1) 遊休農地等の区分について

遊休農地の調査は、全農地に対して、農業委員会が毎年8月頃に実施することになっています。区分は以下のとおりです。

○2号遊休農地(低利用農地)

農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地

○1号遊休農地 緑区分

人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地

○1号遊休農地 黄区分

草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業利用を図るための条件整備が必要となる農地

○遊休化のおそれのある農地

今まで耕作していた者が死亡した場合や遠隔地に転居した場合等で、耕作者不在、不在となることが確実な農地

○再生利用が困難な農地

山林や原野化する等農地に復元することが困難である農地

※遊休農地のイメージについては、「I 耕作放棄地の定義について」を参照してください。

(2) 遊休農地等の解消確認について

遊休農地の調査において、遊休農地と判定されたものが、解消された農地について確認し、その解消区分についても調査を行う必要があります。前年の現地調査から当該年の現地調査までの間に、解消された遊休農地等について区分の整理を行います。

解消等の区分については、以下の4つに分類を行います。

解消等の区分

① 営農再開

実際に営農が再開された農地及び、営農再開に向けた基盤整備等を実施後に営農再開予定の農地です。保全管理を行った農地及び景観作物(コスモス等)の植栽等を行った農地を含みます。



② 農地中間管理機構への貸付け

③ 転用

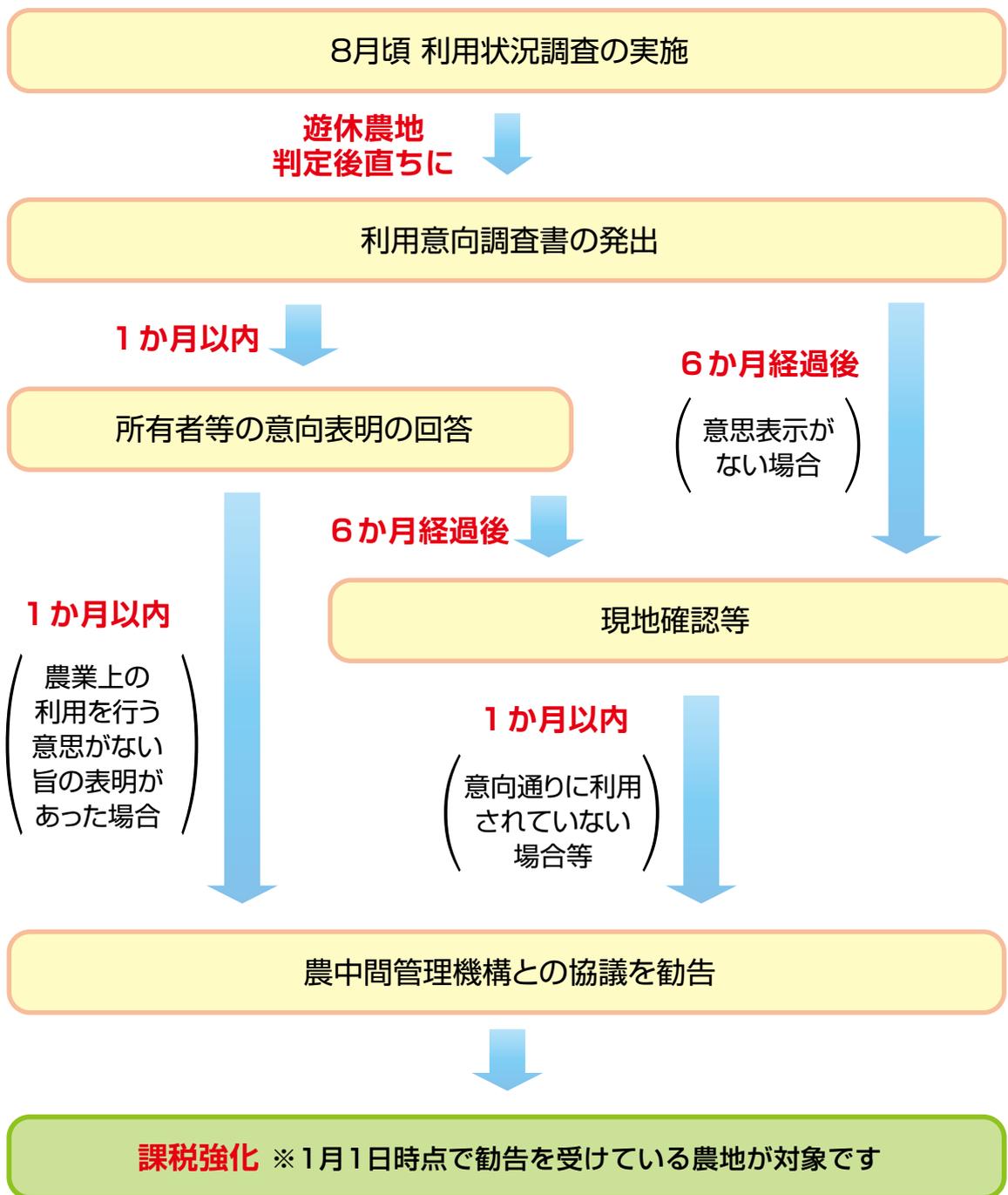
④ 非農地判断の結果、農地台帳から削除

2 農地の利用状況調査と利用意向調査

農業委員会は、農地法に基づき、毎年1回全農地の利用状況を調査し、「1号遊休農地」、「2号遊休農地」、「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、その所有者等を対象に農地中間管理事業を利用するか、自ら耕作するか、等の意思を確認する「利用意向調査」を行われなければいけません。

利用意向調査の対象となった農地については、最終的に固定資産税等の課税の強化が行われる場合があることから、遊休農地の判定については、慎重に行う必要があります。

遊休農地に関する措置のスケジュール



利用状況調査実施年度3月末時点の措置状況を次年度4月末までに報告
(遊休農地に関する措置の状況に関する調査)

遊休農地等に対する措置の概要

利用状況調査

全農地の利用状況を調査（2号遊休農地・1号遊休農地・遊休化のおそれのある農地・再生利用が困難な農地）

利用意向調査（2号遊休農地・1号遊休農地・遊休化のおそれのある農地）

農業委員会が農地所有者等に対して、
 ① 農地中間管理機構に農地を貸し付ける
 ② 自ら耕作する 等の意向を書面で確認

所有者等が
 意向どおりに実施していない場合
 意向の表明をしない場合 等
 （翌年の利用状況調査を活用して確認）

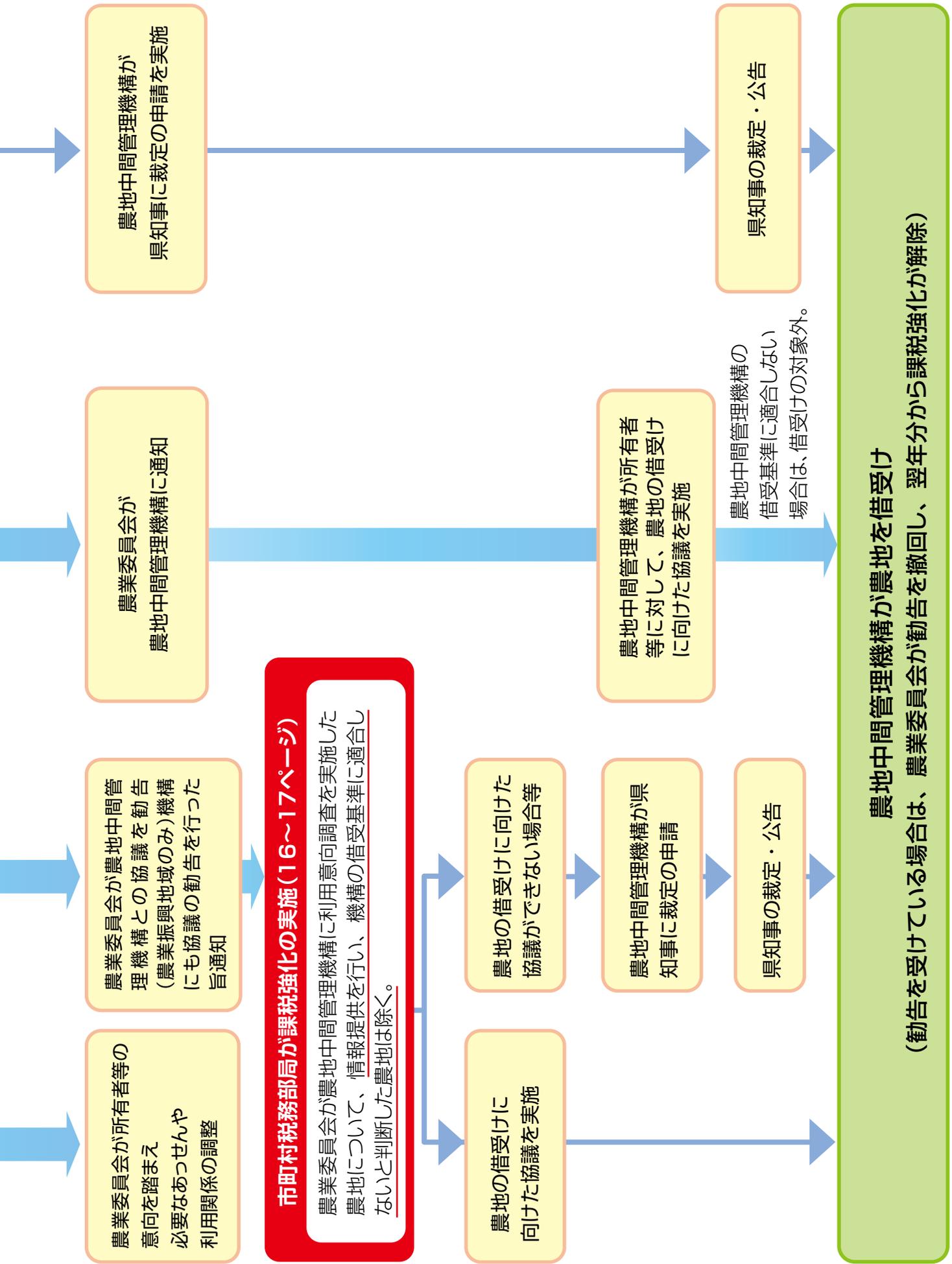
農地中間管理機構が
 借受基準に適合しない
 と判断した農地
 （15ページ(1)のオ(ウ)）

所有者等不在の農地
 所有者等の所在が
 分からない場合は、
 その旨を農業委員会において
 公示

所有者等から
 申出がない場合等

農業委員会が
 農地中間管理機構に
 通知

所有者等が農地中間管理機構に
 貸し付けを希望
 （課税強化の対象外）



(1) 「利用状況調査」とは

利用状況調査は、地域の農地利用の確認及び遊休農地の実態把握を行います。

ア 対象農地

農業委員会内のすべての農地を対象とします。災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃し、立入困難な農地は除きます。

イ 実施時期

農業委員会において、毎年8月頃に実施し、遊休農地判定後直ちに利用意向調査書を発出できるようにしておくことが必要です。

ウ 実施体制

地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局に加え、必要に応じて地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施します。

エ 事前準備

- ① 2号遊休農地、1号遊休農地、遊休化のおそれのある農地及び再生利用が困難な農地の区分が記載されている写真や定義が記載されている資料
- ② 昨年の調査結果を反映した地番入りの図面
- ③ 客観的な状況を記録するためのカメラ
- ④ その他必要な事項を記録するための記録用の野帳

(記録用の野帳例)

- ・調査の判定結果を記載するための記録用紙
- ・前年分の利用意向調査の結果、その意向表明どおりに対応しているか記録するための用紙
- ・農地中間管理機構に情報提供する内容を記録するための資料 等

オ 実施内容

(ア) 図面等を利用しながら、一筆の農地ごとに道路からの目視で確認します。遊休化していると疑われる場合には、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、図面、記録用の野帳等に必要事項を記録します。

(イ) 前年に、利用意向調査を実施した農地については、意向どおり耕作が再開されているかどうかの確認も行います。

(ウ) 利用意向調査を実施した農地については、農地中間管理機構に対し農業委員会から農地の状況等について、情報提供することになっていることから、必要な情報を収集します。具体的には、「遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方」に基づき、農地の状況や立地、環境を確認し、借受け不適な状況にあるかどうかを農業委員会から機構に提供します(18～19ページ参照)。

カ 調査結果の整理

利用状況調査の実施年月、結果や遊休農地の措置状況(利用意向調査等)を農地台帳等に反映します。

(2)「利用意向調査」とは

ア 対象農地

「1号遊休農地」、「2号遊休農地」さらに「遊休化のおそれのある農地」と把握した農地に対して行います。

イ 利用意向調査の方法

利用意向調査は遊休農地判定後直ちに実施し、農業委員会が対象農地の所有者等に当該農地の利用の意向を書面で確認します。回答期限は利用意向調査書の発出から1か月以内です。

調査は郵送で行うことが多いため、回答が返ってこないケースが多々あることから、回収率を上げるには、農業委員もしくは農地利用最適化推進委員の戸別訪問が必要です。

利用意向の選択肢

以下の選択肢から回答が可能です。

- ①農地中間管理機構に農地を貸し付ける
- ②自ら担い手を探して貸し付ける
- ③自ら耕作する
- ④その他(農業委員会によるあっせんを希望する等)

ウ 回答があった場合の対応

利用意向調査により、「農地中間管理機構への農地の貸し付け」を希望するという回答があった場合は、農業委員会は所有者等の氏名、連絡先(住所・電話番号)、対象筆の地番、面積等を農地中間管理機構に通知します。なお、機構への農地の貸し付けを希望すると回答があり、希望が継続している場合には、課税強化は行われません。

エ 回答がなかった場合の対応

利用意向調査を行った日から6か月を経過しても所有者等から回答がない場合や利用意向どおり対応しない場合等については、後述の農地中間管理機構との協議の勧告の対象となり、課税強化となる可能性があります。

オ 農地中間管理機構が農地を借り受ける場合

農地中間管理機構から担い手に貸し付けが見込める場合等は機構が借り受け、担い手に農地を貸し付けます。

なお、機構の借受け基準に適合しないと判断した農地については、機構から農業委員会及び所有者等に通知を行います。この場合課税強化は行われません。

農業委員会においては、機構が借受けできない農地でも担い手を探す等、耕作再開に向けて指導を行う必要があります。

(3) 利用意向どおりに対応しない場合の対応

ア 農地中間管理機構との協議の勧告

「利用意向どおりに対応しない」、「意向の表明がない」場合等については、農業委員会が所有者等に対して「農地中間管理機構による農地中間管理権の取得について、農地中間管理機構と協議すべきこと」を勧告します。

また、勧告をした場合は、その旨を農地中間管理機構に通知します。

イ 農地中間管理機構との協議の勧告対象外となるケース

「利用意向どおりに対応しない」、「意向の表明がない」場合等であっても、以下の場合は勧告の対象外です。

利用意向調査を実施した農地については、農地中間管理機構に対し農業委員会から農地の状況等について、情報を提供し、機構が借受基準に適合しないと判断した農地は勧告の対象から除かれます。また、農業振興地域以外の農地も対象から除かれます。

ウ 農地の借受けに向けた協議ができない場合等

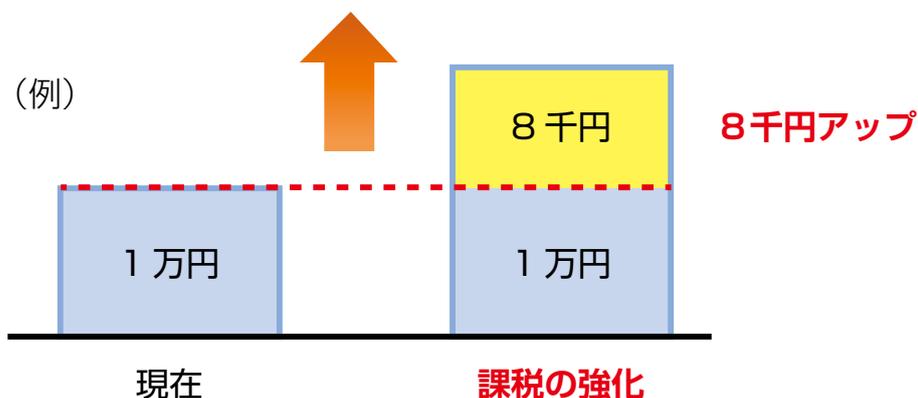
農業委員会が勧告を行った農地に、2か月経っても借受けに向けた協議ができない(手紙や電話等しても連絡がつかない)、借受けの条件で折合いがつかない場合は、機構が県知事に裁定の申請を行い、県知事の裁定・公告により機構が農地を借受ける場合があります。

エ 課税の強化となる場合

勧告の対象となった農地は、翌年1月1日から固定資産税の評価額が1.8倍となり、その年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

固定資産税の例(課税の強化)

1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります。



(4)所有者等不在の農地である場合の対応

所有者がわからない遊休農地等(共有地の場合は過半の持分を有する者がわからない場合)については、その旨を農業委員会において、公示を行います。

公示した結果、6か月以内に所有者等から申出がない場合等については、農業委員会が農地中間管理機構にその旨通知を行います。

その結果、機構が県知事に裁定の申請を行い、県知事の裁定・公告により機構が農地を借受ける場合があります。

遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方(水田)

下表の状況に一つでも該当する場合には、借受け困難。

(公社)千葉県園芸協会
平成27年10月23日制定
平成28年 8月31日変更
令和 2年 8月 4日変更

(表1)

	借受け不適な状況
(1)当該農地の状況	<p>ア)木本、竹、笹竹は生えていないが、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。 即ち、すぐに耕作できる状態にするために、<u>通常の管理費</u>以上の費用を必要とする場合。</p> <p>(例)・前年までの枯草が地面に倒伏して覆っている。 ・草の量が多量で他へ搬出処分しなければならない。 ・多年生の草の根が張っており、通常のロータリーでは耕起困難又は多量の根株の発生が想定され、他へ搬出処分しなければならない。 等</p> <p>通常の管理とは 通常の草刈りで対応できる、又は通常のロータリーで耕耘できる程度。 草、根は土中への鋤き込み等により処分でき、他所への運び出し処分が不要。</p> <p>※1 農振農用地区域内の農地で、標準区画30a規模以上には場整備された場合を除く。 ※2 農振農用地区域内の農地で、農業委員会で再生利用を進める必要があると判断した農地である場合を除く。</p>
	<p>イ)木本、竹、笹竹が生えており、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。</p>
	<p>ウ)不法投棄物等、処分しなければ耕作の支障になるものが存在している。</p>
(2)立地、環境	<p>ア)市街化区域。(市街化区域外の農地と一体的に農業利用されている市街化区域内農地は除く。)</p>
	<p>イ)雑排水等の流入による水質の悪化、あるいはゴミの投棄がある。</p>
	<p>ウ)地盤が低く、湛水発生の常習地である。</p>
	<p>エ)日当たりが非常に悪い。</p>
	<p>オ)農機(コンバイン、トラクタ)等が当該農地まで進入できない。 (幅員狭小、又は屈曲や障物、枝の伸長、路盤が軟弱等により進入できない)</p>
	<p>カ)作土に石やコンクリートのかけら等の異物が混入しており、耕作に支障がある。</p>

遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方(畑)

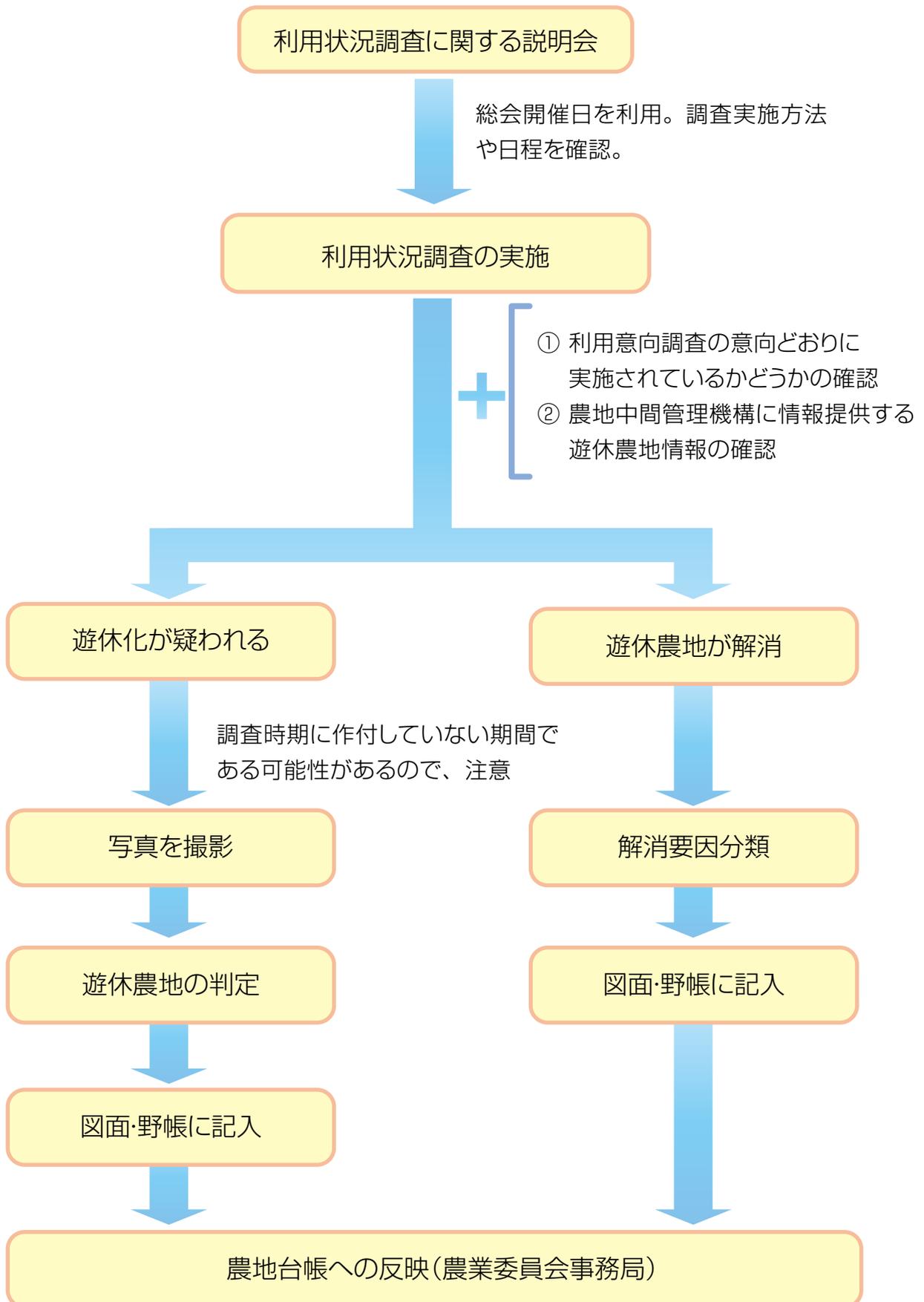
下表の状況に一つでも該当する場合には、借受け困難。

(公社)千葉県園芸協会
平成27年10月23日制定
平成28年 8月31日変更
令和 2年 8月 4日変更

(表2)

	借受け不適な状況
(1)当該農地の状況	<p>ア)木本、竹、笹竹は生えていないが、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。 即ち、すぐに耕作できる状態にするために、<u>通常の管理費</u>以上の費用を必要とする場合。</p> <p>(例)・前年までの枯草が地面に倒伏して覆っている。 ・草の量が多量で他へ搬出処分しなければならない。 ・多年生の草の根が張っており、通常のロータリーでは耕起困難又は多量の根株の発生が想定され、他へ搬出処分しなければならない。 等</p> <p>通常の管理とは 通常の草刈りに対応できる又は通常のロータリーで耕耘できる程度。 草、根は土中への鋤き込み等により処分でき、他所への運び出し処分が不要。</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 農振農用地区域内の農地で、用水施設整備が行われている場合を除く。 ※2 農振農用地区域内の農地で、農業委員会で再生利用を進める必要があると判断した農地である場合を除く。</p> </div>
	イ)木本、竹、笹竹が生えており、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。
	ウ)不法投棄物等、処分しなければ耕作の支障になるものが存在している。
(2)立地、環境	ア)市街化区域。(市街化区域外の農地と一体的に農業利用されている市街化区域内農地は除く。)
	イ)雑排水等の流入による水質の悪化、あるいはゴミの投棄がある。
	ウ)地盤が低く、湛水又は湿害発生常習地である。
	エ)日当たりが非常に悪い。
	オ)機械やトラックが当該農地まで進入困難。 (幅員狭小、又は屈曲や障害物、枝の伸長、路盤が軟弱等により進入できない。)
	カ)作土に石やコンクリートのかげら等の異物が混入しており耕うんに支障がある。
	キ)進入する公道がない。 (他人の土地を通らないと農地に入れない)
ク)現地における境界が概定できない。	

利用状況調査実施フロー図（例）



Ⅲ 耕作放棄地対策の進め方

いざ、耕作放棄地対策を進めようと思っても、どこから手をつけていいのかわからないかもしれません。

以下のステップを参考に進めてみましょう。

ステップ1 再生と営農に向けた計画づくり

22ページ

- ・ 地区の遊休農地の状況を調べましょう。
- ・ 地区での話し合いを行い、再生する場所を決め、再生作業とその後の営農に向けた計画づくりをしましょう。
- ・ 市町村の農政担当課と連携しましょう。

ステップ2 再生作業の開始

28ページ

- ・ 再生作業に伴う必要な手続を事前に行いましょう。
- ・ 営農開始できる農地にするために必要な工法を実施しましょう。
- ・ 国や県の交付金や補助金を利用しましょう。

ステップ3 営農を開始する

32ページ

- ・ 再生した農地に適した作物の栽培をしましょう。

耕作放棄地防止策についても再生作業と同様のステップで進めましょう。

ステップ1 再生と営農に向けた計画づくり

1 地区の遊休農地の状況を把握する

農業委員会で作成している農地台帳で遊休農地の地番と遊休の程度を調べましょう。

全国農地ナビや県農地中間管理機構が作成した遊休農地マップを活用すると地区内の遊休農地の場所や分布状況が視覚的に把握でき、優先的に解消に取り組むべき場所の特定がしやすくなります。

2 地区内で話し合いを行う

「人・農地プラン」では、集落や地域で、将来の農地利用のあり方として「耕作放棄地の解消」を話し合います。それを基に、再生に向けた計画づくりをしましょう。もし「人・農地プラン」がなければ、市町村の農政担当課に協力してもらいながら、話し合いをしましょう。



3 市町村の担当課と連携を図る

市町村にある農政担当課が耕作放棄地対策に取り組んでいます。

JA等農業関係機関との連絡調整を行ったり、国や県の補助金等の窓口にもなったりしていますので、相談しながら計画づくりを進めましょう。

4 現地調査により再生利用する遊休農地を絞り込む

現地を調査して、遊休農地の状況を把握し、再生利用が可能な農地を絞り込みます。

集団的にまとまりのある農地の中にある遊休農地は、周辺の優良農地での営農に悪影響を及ぼし、遊休農地が広がる原因となることから、優先的に解消する農地として選定しましょう。

現地調査で調べる内容は以下のとおりです。

① 植生や^{れき}礫の状況（生育している植物の高さ・太さなど）

雑草や灌木の種類や太さによって、除去するのにかかる労力や使用する機械が異なりますので、必ず把握します。また、礫の大きさによっても、使用する機械が異なりますので、同様に把握します。

【再生前の農地イメージ】



② 対象農地の状況（傾斜、乾湿、施設の状況など）

再生後の整地や営農のためにどのような機械を使うのか、また実際に整地や営農が可能なのか把握するため、農地の状況を把握します。

また、再生する農地の周辺の水路の整備状況や過去に暗渠整備を行っているのかも把握します。再生後に暗渠設置など工事を付け足す必要がある場合もありますので、確認が必要です。

③ 周辺の農地の状況

再生や付随する工事により、周辺農地に悪影響を及ぼさないか確認します。

④ 鳥獣被害対策の必要性の確認

鳥獣の出没により、再生後に営農再開した農地に被害を及ぼす可能性があります。

そのため、周辺の農地の被害の有無を確認するなど、再生後の農地が鳥獣被害を受けの可能性がないかどうかを調べ、耕作放棄地対策と併せて、対策を講じる必要がないか確認しましょう。



イノシシ(写真提供:千葉県農林総合研究センター)



侵入防止柵と箱わな

参考

地区に再生利用が困難な農地があった場合はどうする？

地区内に、荒廃がひどく、農地として活用を図るのが困難な農地がある場合、そのまま放置しておく、産業廃棄物等の不法投棄場所となったり、山火事の恐れがあったり、鳥獣のすみかとなる等、状況としては望ましくはありません。

その場合、農業委員会で非農地判断ができるときは、対象農地を農地台帳からはずしたうえで、森林として管理をしていくことも検討しましょう。また、非農地と判断した後も農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の規制が及ぶ場合がありますので、市町村農業振興地域制度担当課とも協議しましょう。

森林として管理していく場合、県では、里山活動団体が森林所有者と協定を締結したうえで、森林保全活動等に取り組むことを促進しています。



5 具体的な再生計画を立てる

再生計画を立てるために検討すべき項目は、①再生して営農する担い手を誰にするのか、②遊休農地の所有者とどのように利用権を設定するのか、③再生後に作付けをする作物は何にするのか、④再生する時期と手順をどうするのかです。

それぞれの項目にはいろいろな方法が考えられますが、地域の実情に合わせた方法を選択しましょう。

① 担い手の確保

人・農地プランの中心経営体や集落営農組織など地域で営農を進める担い手に耕作放棄地解消をしてもらうとその後の営農も見込めます。

地域に担い手がない場合には、企業参入による再生と営農という方法も考えられます。

② 利用権設定等の方法の検討

担い手の確保と併せて検討しなければならないのが、利用権設定等の方法です。

利用権設定等の方法としては、所有権移転、使用貸借、賃貸借がありますが、農作業受託により、再生と営農を行う場合もあります。

さらに、近隣の農地と併せて農地中間管理機構(33ページ参照)から借りることもできます。

③ 再生後の導入作物の検討

再生した農地を活用するためにも、導入作物と販路を検討しておくことが重要です。

また、国・県には各種営農支援策が用意されていますので、併せて活用を検討するとよいでしょう。

④ 再生の時期と手順の検討

③で検討した導入作物の作付けの時期から逆算して、再生する時期を決めましょう。

併せて、再生の手順を検討しておくといよいでしょう。(→再生の工程例は26~27ページ)

また、荒廃した農地は再生しただけでは、営農再開できない農地も多いので、土壌改良や用排水路・暗渠・農道などの施設整備も実施する必要があるか併せて検討しておきましょう。

再生の工程と費用

自力施工による再生の工程と費用(1号遊休農地の例、10aあたり)はおおむね下記のとおりとなりますので、再生計画を作成する際の参考としてください。

径が6cm以上の灌木有	径6cm以下の灌木有	草のみ																		
<p>60,000円/10a 程度</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>チェーンソー等使用</td> <td>26,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>集積</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>運搬</td> <td>14,000円/10a</td> </tr> </table>	チェーンソー等使用	26,000円/10a	集積	20,000円/10a	運搬	14,000円/10a	<p>52,000円/10a 程度</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>トラクター装着型草刈機など使用</td> <td>18,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>集積</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>運搬</td> <td>14,000円/10a</td> </tr> </table>	トラクター装着型草刈機など使用	18,000円/10a	集積	20,000円/10a	運搬	14,000円/10a	<p>44,000円/10a 程度</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>草刈機使用</td> <td>16,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>集積</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>運搬</td> <td>8,000円/10a</td> </tr> </table>	草刈機使用	16,000円/10a	集積	20,000円/10a	運搬	8,000円/10a
チェーンソー等使用	26,000円/10a																			
集積	20,000円/10a																			
運搬	14,000円/10a																			
トラクター装着型草刈機など使用	18,000円/10a																			
集積	20,000円/10a																			
運搬	14,000円/10a																			
草刈機使用	16,000円/10a																			
集積	20,000円/10a																			
運搬	8,000円/10a																			
																				



抜根・除磔									
<p>63,000~68,000円/10a 程度</p> <p>(内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>バックホウ、クローラー型トラクターにサブソラ等装着 等</td> <td>33,000円~38,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>除磔</td> <td>9,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>集積</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>運搬</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> </table>		バックホウ、クローラー型トラクターにサブソラ等装着 等	33,000円~38,000円/10a	除磔	9,000円/10a	集積	20,000円/10a	運搬	10,000円/10a
バックホウ、クローラー型トラクターにサブソラ等装着 等	33,000円~38,000円/10a								
除磔	9,000円/10a								
集積	20,000円/10a								
運搬	10,000円/10a								
									



均平作業(整地)

39,000円/10a 程度

(内訳)

パワーハーロー、ロータリー、ブルドーザー等使用



深耕<天地返し、耕盤の破壊等>

10,000円/10a 程度

(内訳)

プラウ使用



耕起

6,000~19,000円/10a 程度(回数に応じて費用が変わる)

(内訳)

ロータリー、プラウ等使用



土壌改良

50,000円/10a 程度

(内訳)

堆肥投入等



ステップ2 再生作業の開始

1 再生作業や施設整備に伴う必要な手続きを事前に行う

○以下の工事を行う場合は、手続きが必要になることがありますので、市町村の農政担当課に御相談ください。

・客土工事を行う場合

千葉県や大部分の市町村が条例を定めており、工事の内容により、許可が必要になる場合がありますので、必ず確認しましょう。

また、農地造成を行う場合や農地を客土用の土の仮置き場とする場合には、農地法に基づき一時転用許可が必要となる場合があります。

・井戸の設置を行う場合

井戸を設置し、地下水を汲み上げる場合には、千葉県環境保全条例又は市町村条例による規制対象となる場合があります。

(県HP「法令による地下水採取規制」:

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/jibanchinka/torikumi/chikasui.html>)

○その他、工事の内容によっては、規制等がかかる場合もありますので、再生計画を立てる際、市町村農政担当課に相談しておくといでしょう。

参考

■千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (県残土条例)

外部から搬入した土砂等の埋立て等により、農地のかさ上げ(客土を含む)等を行い、その埋立て面積が3000㎡以上にあつては県残土条例に基づく千葉県知事の許可が必要であり、3000㎡未満にあつては各市町村長の残土条例に基づく市町村長の規制対象となります。

なお、一部の市町村の区域では、全ての面積について、県残土条例ではなく、市町村条例が適用されるため、詳細は県又は各市町村にご確認ください。

県HP「残土条例関連情報」 <http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/zando/index.html>

■千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例 (県再生土条例)

産業廃棄物(建設汚泥、コンクリートくず等)を処理した再生土の埋立て等により、農地のかさ上げ(客土を含む)等を行い、その埋立て面積が500㎡以上である場合には、千葉県知事へ届出が必要となります。

なお、一部の市町村の区域では、全ての面積について、県再生土条例ではなく、市町村条例が適用されるため、詳細は県又は各市町村にご確認ください。

県HP「再生土条例関連情報」 <http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/index.html>

2 営農開始できる農地にするために

長く管理されず、放置されていた耕作放棄地の場合、再生作業と一度土壌改良を施しただけでは、営農開始するには不十分な農地の状態であることも少なくありません。その場合、再度土壌改良を施し、営農できる農地をつくりましょう。

また、基盤整備がされていなかったり、されていても古かったりする場合は、区画整理を行ったり、暗渠排水、用水路や農道を整備するなど必要な施設を設置して営農に耐えられる農地にしましょう。

3 補助金の活用

これまでの説明のとおり、耕作放棄地再生には費用がかかります(概ね10万円/10a~25万円/10a)ので、国や県には助成制度があります。これらを活用することで取組主体の負担を軽減できます。

その他、耕作放棄地対策として活用できる施策は、「耕作放棄地対策関連の各種施策」(→41ページ)にもまとめてあります。

●耕作放棄地の再生に対する助成

最適土地利用対策(農山漁村振興交付金)

地域の話し合いに基づき計画された荒廃農地の有効活用や低コストによる農地維持(放牧、蜜源作物・緑肥作物・省力化作物等の栽培を行う粗放的農地利用)の取り組みを支援します。

■交付対象

○荒廃農地の解消と簡易な基盤整備(農地等活用推進事業)

(ソフト) 定額

最適土地利用計画・整備計画の策定費用

(ハード) 定率：平地50%、中山間地域55%

暗渠排水、客土、農業用ハウスの整備、土壌改良、刈払い等

○低コストによる農地維持の取組(低コスト土地利用支援事業)

① 粗放的農地利用事業

(ソフト) 定額

最適土地利用計画・整備計画の策定費用、

低コストによる農地維持に取り組むために必要な経費

(家畜のレンタル料、蜜源・緑肥等の種苗代、省力化機械の購入費等)

(ハード) 補助率：平地50%、中山間地域55%

刈払い、耕起・整地、電気牧柵の設置等

② 生産性検証(食料自給力確保)事業

(ソフト・セミハード) 定額

最適土地利用計画・整備計画の策定費用

生産性検証費用、検証に必要な刈払、耕起・整地、除礫、土壌改良、抜根等

※各事業を組み合わせることが可能

※ハード事業は、1工区あたりの事業費の上限を200万円とする(1工区:連坦した農地(畦畔含む)のこと)

■事業要件

①最適土地利用計画等*を事業開始年度に策定すること

*地域の話し合いに基づき作成される農地の活用方法についての計画

②事業完了後、5年間耕作又は粗放的利用を実施すること

③市町村、農地所有者、農業者、地域住民が参画すること

④実施区域は農振農用地区域内の農地等(確実に編入する地域を含む)

●農地中間管理機構への農地集積と絡めた耕作放棄地対策への助成

農地中間管理機構への農地集積を図る場合の農地の条件整備 (農地耕作条件改善事業)

農地中間管理事業の重点実施区域で、担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地の解消・発生防止のための簡易な整備(障害物の除去、除礫、深耕、整地等)に対し、国交付金(50%*)+県補助金(14~27.5%)を助成します。

※中山間地等に指定されている地域の補助率は55%となります。

●耕作放棄地を再生した場合の営農機械整備への助成

再生後に園芸作物や飼料作物を栽培する場合の機械整備への助成

栽培に必要な機械を購入する場合にその費用に対し、再生面積に応じた補助率で、助成します。

→再生面積が 0.2ha以上0.5ha未満の場合 1/3以内、0.5ha以上1ha未満の場合 1/2以内、1ha以上の場合 2/3以内を補助(園芸作物)
0.2ha(水田作型飼料作物は0.1ha)以上の場合 1/3、2ha(水田は0.5ha)以上の場合 1/2を補助(飼料作物)

ステップ3 営農を開始する

再生作業の計画営農に向けての導入作物を検討しましょう。

農地の状況に合った作物を導入するとともにその販路等も検討しておきましょう。

どのような作物を導入していいのかわからない場合には、JAや県農業事務所の普及指導員に相談することもできます。

参考

耕作放棄地では、2年以上化学肥料や化学合成農薬の使用実績がない農地が多いことから、有機JAS認定*を取得して規模拡大しようとする農家の中には、耕作放棄地を活用している事例が全国でも見られます。こうした事例などを参考に、耕作放棄地の活用を検討してみてください。

※有機JAS認定の要件

【主な内容】

- ・ 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え技術を利用しないこと
- ・ 堆肥などを使用し、農地の生産力を発揮させること
- ・ 種まきや植え付け前に、2年以上化学的に合成された肥料や農薬を使用しないこと
- ・ 周辺から化学的に合成された肥料や農薬が飛散、流入しないよう必要な措置をとること など。

詳しくは、「有機農産物の日本農林規格」に定められています。



IV 農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理機構とは

農地中間管理機構は、農地の中間的受け皿としての役割を担う組織として、農地を借受け、必要に応じて保土管理や基盤整備を行い、まとまった形で担い手に貸付けます。

千葉県では、公益社団法人千葉県園芸協会が農地中間管理機構として、県の指定を受けています。

農地中間管理事業のしくみ

機構は、地域の担い手農家と出し手農家をつなぎます。



機構又は農地の所在する市町村の農政担当課や農業委員会等にお気軽にご相談ください。

事業活用のメリット

出し手のメリット

- 出し手の意向を確認し、適切な貸付先を選定します。
- 契約期間終了後、農地は確実に戻ります。
- 機構は公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 要件を満たせば、機構集積協力金が交付されます。
- 要件を満たせば、農地の固定資産税が軽減されます。

受け手のメリット

- 長期間の借り入れができるため、営農計画が立てやすくなります。
- 条件により、まとまった農地の借入れや、分散した農地の集約化ができます。
- 賃借料は機構に一括して支払うことで支払い等の事務が軽減されます。
- 機構から担い手が農地を借り受けることで利用できる関連事業があります。

機構で借り受ける農地

貸付申込の受付は
随時行っています

- 借受けの対象となる農地は、「市街化区域以外」の農地となります。
- 再生不能と判断された遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付が見込めない農地は借り受けることが出来ません。
- 抵当権が設定されていないなど、権利関係等に問題のない農地となります。
- 当該農地の存する地区に十分な借受希望者が確認できる農地となります。

機構で借り受ける農地の貸付先の選定方法

以下の原則を踏まえ、機構
が貸付先を選定します

- 借受けを希望している者の規模拡大又は経営農地の分散錯圃の解消に資する。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにする。
- 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整する。

地権者と耕作者の役割

① 農地の利用権について

	地権者 (出し手)	耕作者 (受け手)
立 場	農地を機構に貸し出す	農地を機構から借り受ける
貸借期間	機構への貸し出し期間は原則 10年間 (5年まで短縮が可能)	機構から 10年の範囲内で借受ける

② 農地の賃料について

	地権者 (出し手)	耕作者 (受け手)
授受方法	機構から受け取る	機構へ支払う
支払内容	金納 : 「定額」 または 「米価連動」 (当年産の米価)、物納 (年貢米) も可	

③ 各種経費の支払いについて

	地権者 (出し手)	耕作者 (受け手)
土地改良区の賦課金支払者	どちらでも可 ※機構が間に立って話し合います	
農業共済の掛け金	どちらでも可 慣例・従来の踏襲が一般的	
共同防除等の経費	どちらでも可 慣例・従来の踏襲が一般的	

農地中間管理事業の手續きの流れ

農地を貸したい方

機構・市町村・農業委員会等に相談

農地を借りたい方



貸付希望申出

○貸付希望者は、市町村の窓口まで相談ください。「貸付希望申出書」を、市町村の窓口提出頂きます。
※申出書は、機構ホームページ、市町村窓口から用意できます。

農地状況の確認

○貸付希望農地の状況(現状、面積、権利関係、希望賃料など)について、確認させていただきます。
※確認の結果、借りられない農地もあります。

機構での借受

○機構の定める基準やマッチングの結果により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手續きを行います。
※具体的な貸付期間や賃料等の諸条件について協議します。

機構への中間管理権の設定

○契約書の作成や農地法の許可は不要です(農用地利用集積計画公告により、機構へ中間管理権が設定されます)。
○受け手農家に借り受けられた場合、一定の要件を満たせば、機構集積協力金が市町村から支払われます。



借受希望者募集への申込み

○借受申込書に氏名、借りたい農地の面積や地区等の必須事項を記入し、借りたい農地のある市町村または機構に提出してください。

公募結果の公表

○申込みされた方の氏名、希望内容等を機構ホームページで公表します。

農地のマッチング

○貸付期間や賃料等の諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸付に向けた協議を行います。

賃借権等の設定

○協議が整った場合、機構が農用地利用配分計画又は市町村が農用地利用集積計画を定めます。
○契約書の作成や農地法の許可は不要です(農用地利用配分計画の認可、公告又は農用地利用集積計画の公告によって賃借権等が設定されます)。

地域の話合いによる農地集積・集約化の促進

○地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

○問題を解決するための「未来の設計図」が「人・農地プラン」です。

高齢化や離農による専業農家の減少

農地の荒廃・遊休農地の増加

優良農地の減少・景観の悪化

人・農地プランの策定

意欲のある担い手へ農地を集積・集約し
生産性の高い営農を展開

集落・地域における話合い

集落・地域が抱える「人と農地の問題」を共有し、集落・地域での徹底的な話合いのなかで、次のことを決めます。

- ① 今後の地域の中心となる経営体はだれか。
- ② 地域の担い手は十分確保されているか。
- ③ 将来の農地利用のあり方
- ④ 農地中間管理機構の活用方針
- ⑤ 近い将来の農地の出し手の状況
- ⑥ 地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方

地域の担い手や農地の活用について、地域の皆さんで話し合ってみませんか？(人・農地プランの作成)



農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合、一定の要件を満たせば地域あるいは個人に「機構集積協力金」が支払われます

※本協力金は農業振興地域内の農地が対象となります。

※令和3年度の内容であり、令和4年度からは内容が異なる可能性があります。

地域に支払われる協力金

地域集積協力金

地域における話合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託をした場合、その地域に対して交付

■交付対象地域(①、②を満たす地域)

- ① 全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれている地域
- ② 集落等、人・農地プランの作成・実行のための単位となっている地域

■交付要件

- 集積タイプ(機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援)
交付対象農地のうち10%以上が新たに担い手(*)に集積されることが確実であること等
※農地の出し手または受け手となる方が担い手に該当するかどうかは、基準がありますので市町村にご確認ください
- 集約化タイプ(担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援)
次のいずれかを満たすこと
 - ・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上に増加すること
 - ・既に担い手の1ha団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積等が目標年度までに1.5倍以上となること

集約化奨励金

地域における話合い(人・農地プラン)により、地域で機構からの転貸又は機構を通じた農作業委託をした場合、その地域に対して交付

■交付対象地域

上記の地域集積協力金の交付対象地域に準ずる

■交付要件

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- ・既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること 等

個人に支払われる協力金

経営転換協力金

■交付対象者

- ① 農業部門の減少により経営を転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

■交付要件

- ・全自作地又は減少する部門の全自作地を10年以上機構に貸し付けること
- ・機構へ貸付けた全自作地のうち、一筆以上は受け手に借受けられること
- ・所有する遊休農地は全て解消すること。ただし、「農業振興地域内の遊休農地で農業委員会が行う利用意向調査で機構への貸付意思が書面で示されている農地」は除く 等



Q1 どんな農地でも借りてもらえるのですか？

A 機構が借り入れできる農地は①農地として利用できる状態であること、②抵当権が設定されていないなど、権利関係に問題のない農地、③貸付の可能性があると見込まれる農地などです。
詳しくは機構(園芸協会)にご相談ください。

Q2 手続きが大変そうだけど？

A 手続きは、機構(園芸協会)及び市町村が協力してお手伝いいたしますのでご安心ください。
農地中間管理事業を活用する場合は、農地の地権者と耕作者との調整が必要になることから、なるべく早めに各市町村又は機構(園芸協会)までご相談ください。

Q3 賃料はどう決めて、誰から支払われるの？

A 賃料は、当該地域の近傍農地の賃料水準等を基本とし、機構(園芸協会)が農地の地権者と耕作者の意向を調整し決定します。賃料は機構(園芸協会)が耕作者から徴収し地権者にお支払いします。

Q4 賃料は、お米でもらいたいんだけど？

A お米でも可能です。この場合、機構(園芸協会)が調整した上で、お米は耕作者から引き渡されます。

Q5 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか？

A 機構(園芸協会)が借受け、貸付けた農地の賃料は、11月に徴収・12月に支払することとしています。
具体的には、①耕作者からの賃料の徴収は11月末日までに、②地権者への支払は12月末日までに行います。

Q6 貸す相手の希望は出せないの？

A 自分の農地を誰に貸したいかは重要なことです。地権者の意向を機構(園芸協会)が聞かせていただき、耕作者を誰にするかの希望は出せます。また、地域の話合いをもとに人・農地プランが作成され、貸付ルールがある場合は、地域の意向を尊重し決めることがありますので、ご理解ください。

Q7 農地の貸付期間は10年以上と聞いていますが？

A 機構(園芸協会)では耕作者が長期的かつ安定的に耕作していただくために、原則10年以上が基本となりますが、希望があれば、5年まで短縮することができます。
なお、10年未満の場合、地権者への経営転換協力金は出ませんのでご注意ください。

Q8 貸した農地は返ってくるの？

A この制度では、契約期間満了後、地権者に農地が確実に戻りますのでご安心ください。

Q9 農地が耕作者から契約期間の途中で返された場合どうなるの？

A 機構(園芸協会)が2年間、新たな耕作者を探します。
ただし、2年間を経過しても貸付先が決まらない場合などは、地権者と協議の上、契約を解除します。

Q10 機構(園芸協会)に農地を貸付けた場合、土地改良区の賦課金は誰が払うの?

A

土地改良区の賦課金は、組合員(准組合員)が納めます。組合員資格の継続又は変更については、農業委員会及び土地改良区への手続きが必要です。

Q11 協力金はどこから交付されるの、また、毎年もらえるの?

A

協力金は市町村から交付され、1回限りです。詳しい手続きは、市町村にご相談ください。

Q12 協力金をもらったら、賃料はもらえなくなるの?

A

協力金、賃料の両方もらえますのでご安心ください。

Q13 地域集積協力金の使途に制限はあるの?

A

地域集積協力金の使い道は、市町村と地域の話し合いの中で、地域の発展に資するものであれば、自由に決められます。使い道については下記に掲げる項目が考えられます。

- 共同で利用する農業機械の購入費、燃料費、修理費等
- 農道や水路維持管理費(日当、資材費等)
- 集落営農組織の運営費

Q14 相続の手続きが済んでいない農地も借りてもらえるの?

A

相続人の持ち分の過半の同意があれば最大20年借受けることができます。

Q15 途中で解約はできるの?

A

耕作者の了解が得られれば可能です。

なお、協力金の交付を受けている方は、返還が必要になる場合がありますのでご注意ください。

Q16 納税猶予を受けている農地を機構(園芸協会)に貸すとどうなるの?

A

機構(園芸協会)に貸付けを行ったことを、貸付けた日から2か月以内に税務署に届け出れば納税猶予は継続されます。

なお、H21.12.15以前に相続税の納税猶予を受けていた方は、20年間の営農継続による免除規定は適用されなくなりますのでご注意ください。

Q17 経営移譲年金を受給しているけど、機構(園芸協会)に農地を貸しても大丈夫?

A

機構(園芸協会)は経営移譲の適格な相手方とされていますので、下記の要件を満たすことにより支給が継続されます。

- ①後継者から農地の返還を受けた日から1年以内に機構(園芸協会)に貸付けること。
- ②機構(園芸協会)に10年以上貸付を行うこと。

Q18 貸し手が死亡した場合はどうなるの?

A

貸し手の相続人が権利や義務を引き継ぐこととなります。まずは機構(園芸協会)にご一報ください。なお、農用地利用集積計画について変更は必要ありません。

農地中間管理事業に関する支援

1 農業用機械等の導入支援



(1) 農地利用効率化等支援交付金(旧強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

農地中間管理機構から農地を借り受けている方や人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。

補助率:事業費の3/10以内。

※令和3年度の内容であり、令和4年度からは内容が異なる可能性があります。

(2) スーパーL資金の貸付当初5年間の実質無利子化措置※

農地中間管理機構から農地を借り受けている認定農業者や人・農地プランの中心経営体に位置づけられている認定農業者。

※利子助成の上限は2%です。

(3) 農業次世代人材投資事業

農地中間管理機構から農地を借り受けている認定新規就農者や人・農地プランの中心経営体に位置付けられている認定新規就農者で、独立・自営就農する時の年齢が原則50歳未満の方が対象。年間最大150万円を最長5年間給付。

※令和3年度の内容であり、令和4年度からは内容が異なる可能性があります。

2 整備済み農地の簡易な整備等

農地耕作条件改善事業

事業内容

農地中間管理事業の重点実施区域で、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換等を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援。

補助率

1) 農地の簡易な整備(定額助成)

区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備等

※定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

2) きめ細やかな基盤整備(定率助成)

補助率: 国50%(中山間地域55%)

県14~27.5%

農業用排水施設、暗渠排水、土壌改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全等

3) 農地集積を図りつつ、高収益作物に転換する場合への支援(定額・定率助成)

営農定着等に必要な計画策定等を支援



区画拡大



暗渠排水

V 耕作放棄地対策関連の各種施策

30～31ページでも耕作放棄地対策の助成についてご紹介していますが、その他にも関連する各種施策があります。事業の採択要件等詳細については市町村や裏表紙のお問い合わせ先にお問い合わせください。

1 鳥獣被害防止対策への支援(鳥獣被害防止総合対策交付金事業他)

野生鳥獣被害防止のための取組や施設・機材の整備、ジビエ活用の取組 等

【支援内容】

- (ハード対策) 侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設
- (ソフト対策) 捕獲機材、地域ぐるみの被害防止活動、鳥獣被害対策の地域リーダー等の育成等のための研修。

2 地域共同の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理への支援 (多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金)

【支援内容】

- 農地の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- 水路、農道等の軽微な補修、植栽等の共同活動
- 水路や農道等の補修や更新

3 集落営農体制整備への支援(集落営農加速化事業)

【支援内容】

- 集落内の合意に基づく効率的な営農体制を確立するため、農業事務所が集落営農組織の設立に向けた支援、集落営農組織設立のコーディネートを行う。関係機関と連携した座談会・視察研修等の実施が可能。

VI 参考資料

- 農業委員会研修テキストシリーズ② 農地法
(一般社団法人 全国農業会議所)
- 耕作放棄地の再生利用のために
(平成21年3月 農林水産省)

農業委員・農地利用最適化推進委員のための 千葉県耕作放棄地対策マニュアル

発行日 平成29年3月
平成30年3月（改訂版）
令和 3年3月（改訂第2版）
令和 4年3月（改訂第3版）

発 行 千葉県農林水産部農地・農村振興課
〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1番1号
TEL : 043-223-2862 FAX : 043-225-2479
URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/kousakuhouki.html>

問い合わせ先一覧

○各市町村農政担当部局が各種施策、補助事業の担当窓口実施しておりますので、お問い合わせください。

○農地中間管理事業に関する問い合わせ

公益社団法人千葉県園芸協会(千葉県農地中間管理機構)

☎ 043-223-3011

○千葉県農林水産部における各種施策の担当課及び事務所

担当施策	部署	連絡先(直通電話)
耕作放棄地再生、発生防止のための助成	農地・農村振興課	☎043-223-2862
農地中間管理事業		☎043-223-2848
鳥獣被害防止対策		☎043-223-2785
地域資源の保全管理		☎043-223-2782
集落営農体制整備	担い手支援課	☎043-223-2905
経営体育成支援		
耕作放棄地再生後、生産のための機械整備 (園芸作物) (飼料作物)	生産振興課 畜産課	☎043-223-2871 ☎043-223-2943
放牧による耕作放棄地解消	畜産課	☎043-223-2943
森林保全活動	森林課	☎043-223-3684
各種施策の地域別支援 (千葉市、習志野市、市原市、八千代市)	千葉農業事務所	☎043-300-1985
(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、 我孫子市、流山市、鎌ヶ谷市)	東葛飾農業事務所	☎04-7143-4121,4122
(成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町)	印旛農業事務所	☎043-483-1129
(香取市、神崎町、多古町、東庄町)	香取農業事務所	☎0478-52-9192
(銚子市、旭市、匝瑳市)	海匝農業事務所	☎0479-62-0156
(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町)	山武農業事務所	☎0475-54-1122
(茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町)	長生農業事務所	☎0475-22-1751
(勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)	夷隅農業事務所	☎0470-82-4956
(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)	安房農業事務所	☎0470-22-7131
(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市)	君津農業事務所	☎0438-25-0107